

# 新型コロナウイルス感染症について

東京検疫所川崎検疫所支所

令和2年2月5日

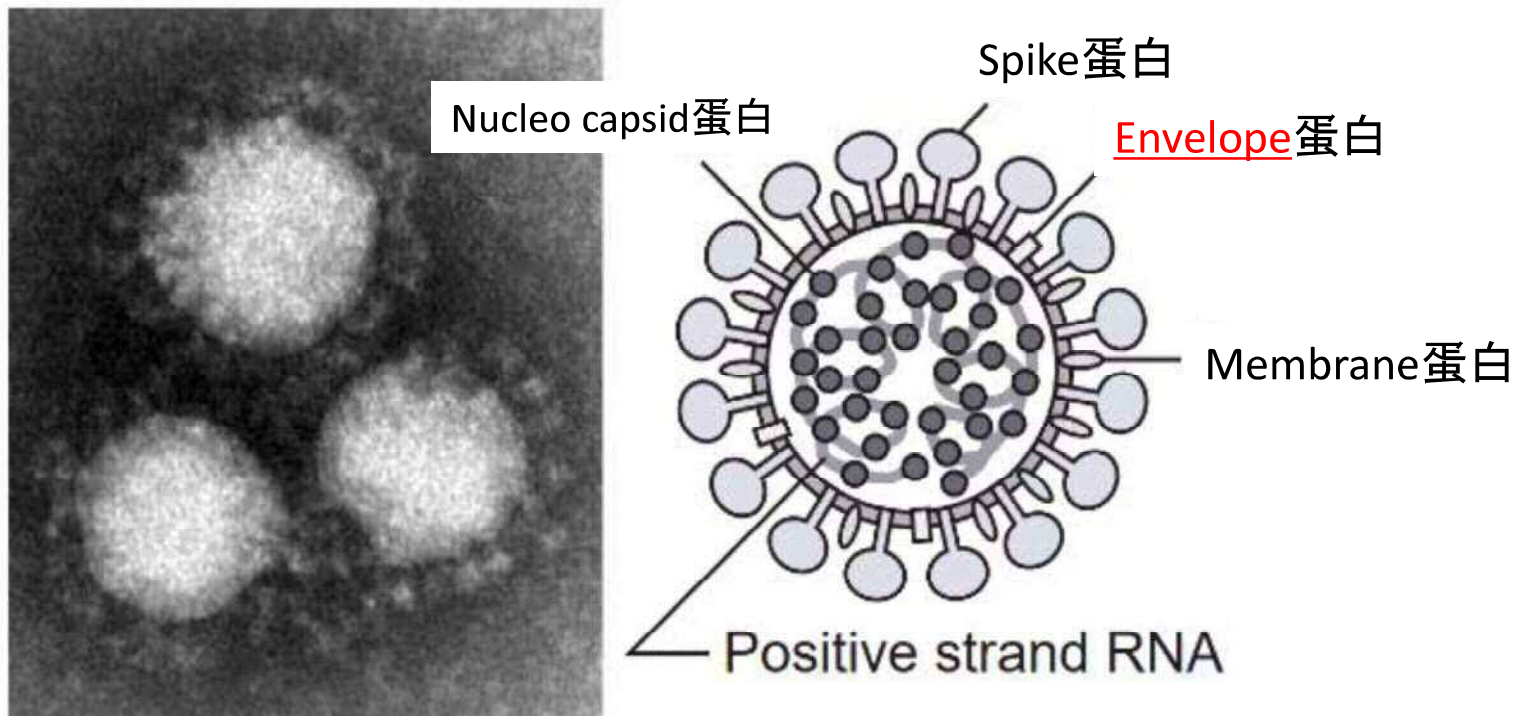


# ヒトに感染するコロナウイルス

- 風邪のウイルス4種類 (Human Coronavirus : HCoV HCoV-229E, HCoV-OC43, HCoV-NL63, HCoV-HKU1 (風邪の10~15% (流行期35%) )
- 動物から感染する重症肺炎ウイルス2種類 (SARS, MERS)
- 新型コロナウイルス(2019-nCoV)

# ウイルス学的特徴

- ニドウイルス目・コロナウイルス亜科コロナウイルス科
- 直径100nmの球形
- 形態が王冠”crown”に似ていることからギリシャ語で王冠を意味する”corona”と名付けられる。
- エンベロープ(Envelope)ウイルス→消毒薬抵抗性低い



# ウイルスの基本的性状

大きさ	サイズが小さい (20~数百nm)
核酸	DNA又はRNAのいずれか (細菌はDNA+RNA)
エネルギー代謝	蛋白質合成機能を持たず,感染した宿主細胞の機構を利用 (細菌は独自に持つ)
増殖機構	吸着 侵入 脱核 合成 集合 子孫ウイルス放出
絶対的宿主依存性	<u>生きた細胞に感染しないと増殖できない</u> ただし、一定期間細胞外においても生存している (ドアノブや手すり等)

## ヒトに感染するコロナウイルスの特徴

ウイルス名	HCoV-229V,HCoV-OC43, HCoV-NL63,HCoV-HKU1	SARS-CoV	MERS-CoV
病名	風邪	SARS（重症急性呼吸器症候群）	MERS（中東呼吸器症候群）
発生年	毎年	2002年～2003年（終息）	2012年～現在
発生地域	世界中で人類に蔓延している	中国広東省	アラビア半島とその周辺地域、全症例の80%以上はサウジアラビアからの報告。中東以外の国では輸入例が報告されている（韓国、イギリスなど）。
宿主動物	ヒト	キクガシラコウモリ （中国南部に棲息）	ヒトコブラクダ （中東、アフリカに棲息）
死亡者数／感染者数	不明／70億	774／8,098	858／2,494 （2019年11月30日時点）
感染者の年齢	多くは6歳以下。全年齢に感染する	中央値40歳（範囲0-100歳）子供にはほとんど感染しない	中央値52歳（範囲0-109歳）子供にはほとんど感染しない
主な症状	鼻炎、上気道炎、下痢	高熱、肺炎、下痢	高熱、肺炎、腎炎、下痢
重症者の特徴	通常は重症化しない	糖尿病等の慢性疾患、高齢者	糖尿病等の慢性疾患、高齢者、入院患者
感染経路	咳、飛沫、接触	咳、飛沫、接触、便	咳、飛沫、接触
ヒト→ヒト感染	1人→多数	1人から1人以下。スーパースプレッダーにより、多数へ感染拡大が見られた。	1人から1人以下。スーパースプレッダーにより、多数へ感染拡大することがある。
潜伏期間	2-4日（HCoV-229E）	2-10日	2-14日
治療	特定の治療法はなく、対症療法で治療。		
予防	有効なワクチンはない。手指や呼吸器の衛生、食品衛生の維持を心掛ける。咳、くしゃみなどの呼吸器症状を示す人との密接な接触を避ける。		

## 新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の届出基準等について

<p>定義</p>	<p>コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）（以下「新型コロナウイルス」という）による急性呼吸器症候群である。</p>
<p>臨床学的特徴 (2020年2月2日時点)</p>	<p>現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒト-ヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。臨床的な特徴としては、潜伏期間は2～10日であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。</p>
<p>届出基準 患者（確定例）</p>	<p>医師は、上述の臨床的特徴を有する者について、次葉（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、下欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。 この場合において、検査材料は下欄に定めるもののいずれかを用いること。</p>
<p>届出基準 無症状病原体保有者</p>	<p>医師は、診察した者が上述の臨床的特徴を呈していないが、下欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。 この場合において、検査材料は下欄に定めるもののいずれかを用いること。</p>
<p>届出基準 疑似症患者</p>	<p>医師は、上述の臨床的特徴を有する者について、次葉（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。</p>
<p>検査材料</p>	<p>喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料</p>
<p>検査方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分離・同定による病原体の検出</li> <li>・検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出</li> </ul>

## 新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の届出基準等について（４）

<p>感染が疑われる患者の要件</p>	<p>患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。</p> <p>ア：発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの</p> <p>イ：37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの</p> <p>ウ：37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの</p> <p>エ：発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの</p>
<p>濃厚接触とは→右記の範囲に該当するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの</li> <li>・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの</li> <li>・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高いもの</li> </ul>

## 疑似症の範囲

厚生労働省（旧指針）		厚生労働省（新指針）	
疫学条件	臨床条件	疫学条件	臨床条件
発症14日以内に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触をした者	発熱※または呼吸器症状	発症14日以内に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触をした者	発熱※または呼吸器症状
発症14日以内に武漢市渡航歴がある者、または武漢市への渡航歴があり発熱、呼吸器症状を有する者との接触歴	発熱※かつ呼吸器症状かつ肺炎	発症14日以内に湖北省渡航歴がある者、または、 <b>発症14日以内に湖北省滞在歴のある者と濃厚接触をした者</b>	発熱※かつ呼吸器症状 <b>（肺炎を疑わせる）</b>
渡航歴にかかわらず	発熱※かつ入院を要する原因不明の肺炎	渡航歴にかかわらず	発熱※かつ入院を要する原因不明の肺炎

※37.5℃以上

変更点：武漢市から対象地域を拡大  
濃厚接触者の対象を拡大



# 重症急性呼吸器症候群コロナウイルス(SARS-CoV)

発生源	2002年に中国広東省で発生。 2002年11月から2003年7月の間に30を超える国や地域に拡大。
由来	コウモリのコロナウイルスがヒトに感染して重症肺炎を引き起こすようになった。
患者数等	疑い例を含むSARS患者は8,069人 (2003年12月時点のWHOの報告による)
死亡者数(致命率)	775人が重症の肺炎で死亡(致命率9.6%)
感染源	感染源としてハクビシンが疑われていたが、今ではキクガシラコウモリが自然宿主であると考えられている。雲南省での調査では、SARS-CoVとよく似たウイルスが、今でもキクガシラコウモリに感染していることが確認されている。
感染の特徴	ヒトからヒトへの伝播は、咳や飛沫を介して起こり、感染者の中には一人から十数人に感染を広げる「スーパースプレッダー」が見られた。
感染者の特徴	死亡した人の多くは高齢者や、心臓病、糖尿病等の基礎疾患を持っていた人であった。子どもには殆ど感染せず、感染した例では軽症の呼吸器症状を示すのみであった。

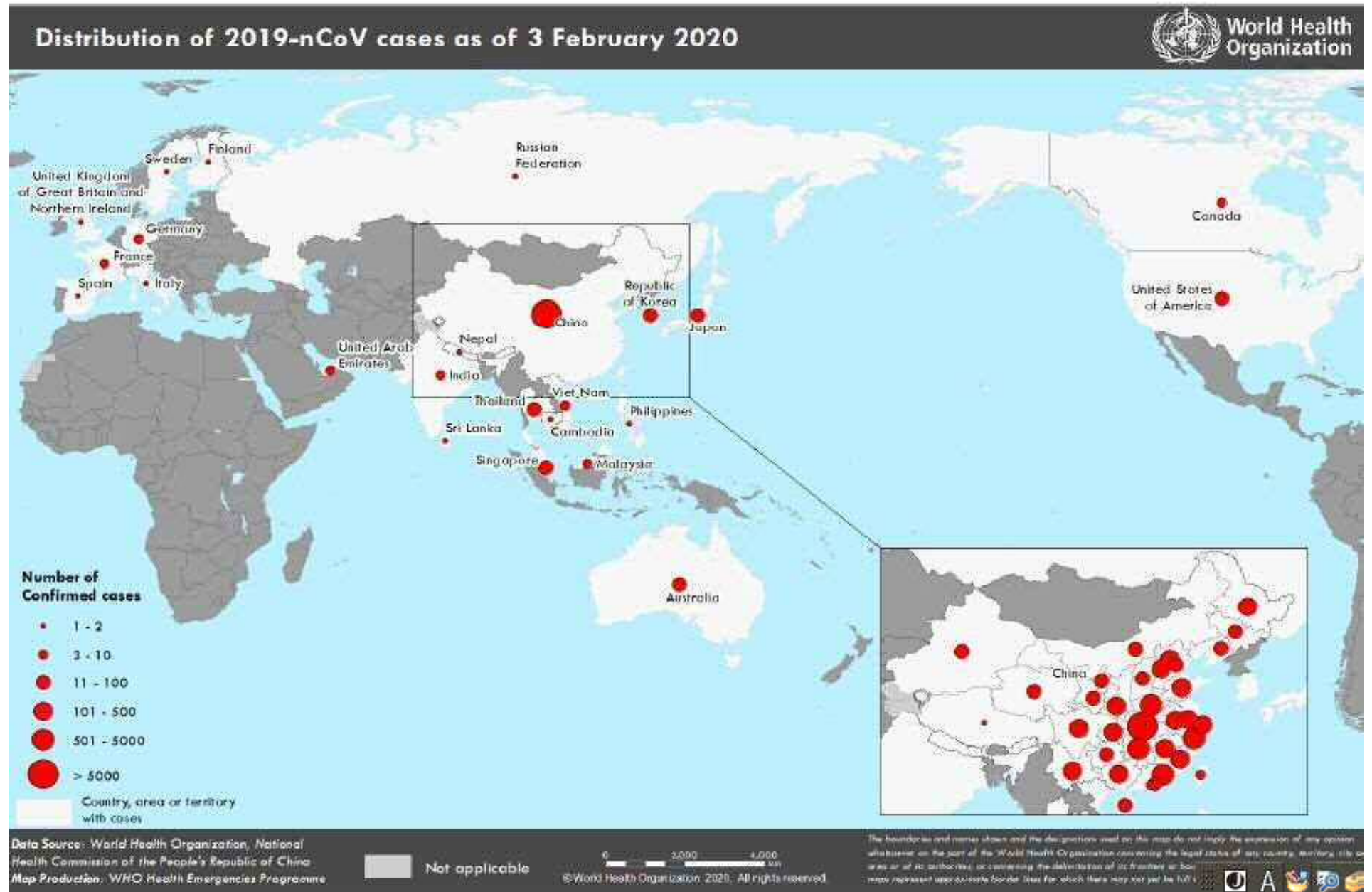
# 中東呼吸器症候群コロナウイルス（MERS-CoV）

発生源	最初のMERS-CoVの感染による患者は、2012年にサウジアラビアで発見。
感染源	MERS-CoVは、ヒトコブラクダに風邪症状を引き起こすウイルスであるが、種の壁を超えてヒトに感染すると重症肺炎を引き起こすと考えられている。
患者数等	27カ国で2,494人（これまでWHOに報告された数）
死亡者数（致命率）	858人（致命率34.4%）
感染の特徴	年に数回程度、病院内でスーパースプレッダーを介した感染拡大が起きているが、市中でヒトからヒトへの持続的な感染拡大が起こったことは一度もない。2015年に韓国の病院で起こった感染拡大では、中東帰りの1人の感染者から186人へ伝播した。
感染者の特徴	大多数はウイルスに感染しても軽い呼吸器症状あるいは不顕性感染で済んでおり、高齢者や基礎疾患をもつ人に感染した場合にのみ重症化すると考えられる。重症化した症例の多くが基礎疾患（糖尿病、慢性の心、肺、腎疾患など）を持っていたことが判明している。15歳以下の感染者は全体の2%程度であるが、その多くは不顕性感染か軽症である。ヒトからヒトへの伝播も限定的ではあるが、病院内や家庭内において重症者からの飛沫を介して起こる。

# 動物コロナウイルス

宿主動物（病原性）	家畜や野生動物などの、我々の周りに棲息するあらゆる動物に感染し、様々な疾患を引き起こすことも知られており、以下の動物固有のコロナウイルスが検出されている。 イヌ、ネコ、ウシ、ブタ、ニワトリ、ウマ、アルパカ、ラクダなどの家畜に加え、シロイルカ、キリン、フェレット、スンクス、コウモリ、スズメ等
主症状	多くの場合、宿主動物では軽症の呼吸器症状や下痢を引き起こすだけであるが、致死的な症状を引き起こすコロナウイルスも知られている。
致死的な症状を引き起こすコロナウイルス	家畜では豚流行性下痢ウイルス（PEDV）、豚伝染性胃腸炎ウイルス（TGEV）、鶏伝染性気管支炎ウイルス（IBV）、実験動物ではマウス肝炎ウイルス（MHV）、ペットでは猫伝染性腹膜炎ウイルス（FIPV）が致死的。
ウイルス特異性	コロナウイルスの種特異性は高く、種の壁を越えて他の動物に感染することは殆どない。

Figure 1. Countries, territories or areas with reported confirmed cases of 2019-nCoV, 3 February 2020



# 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

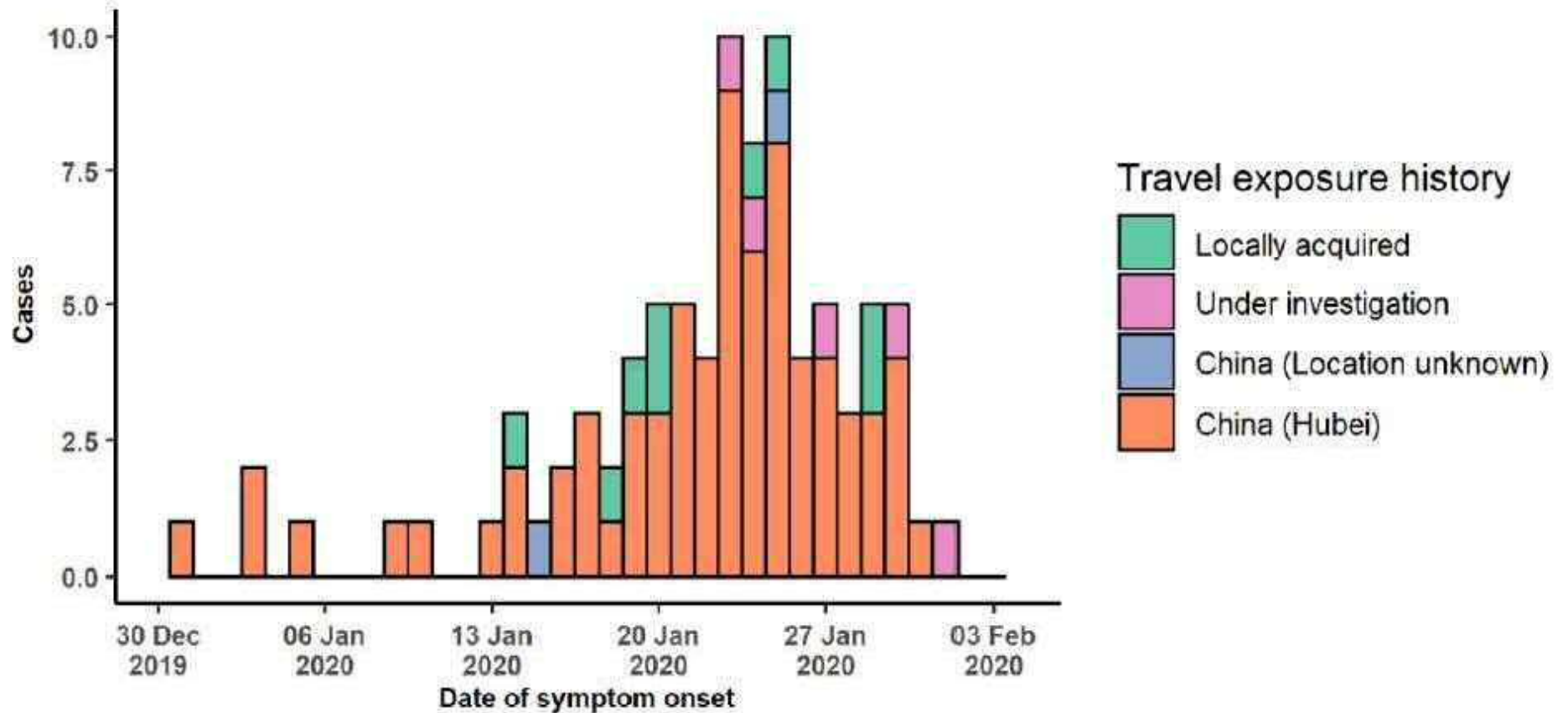
※令和2年2月3日現在WHO website情報による

	中国 (※)	日本	韓国	ヴェトナム	シンガポール	オーストラリア	マレーシア	カンボジア	フィリピン	タイ	ネパール	スリランカ
患者数	17,238	20	15	8	18	12	8	1	2	19	1	1
死亡者数	361	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
中国への渡航歴		17	8	6	18	12	7	1	1	18	1	1
中国以外での感染		3	4	2	0	0	1	0	0	1	0	0
調査中の感染		0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0

	インド	米国	カナダ	フランス	フィンランド	ドイツ	イタリア	ロシア	スペイン	スウェーデン	英国	UAE	合計
患者数	3	11	4	6	1	10	2	2	1	1	2	5	17,391
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	362
中国への渡航歴	3	8	3	5	1	2	2	2	0	1	1	5	123
中国以外での感染	0	2	0	1	0	8	0	0	1	0	1	0	24
調査中の感染	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6

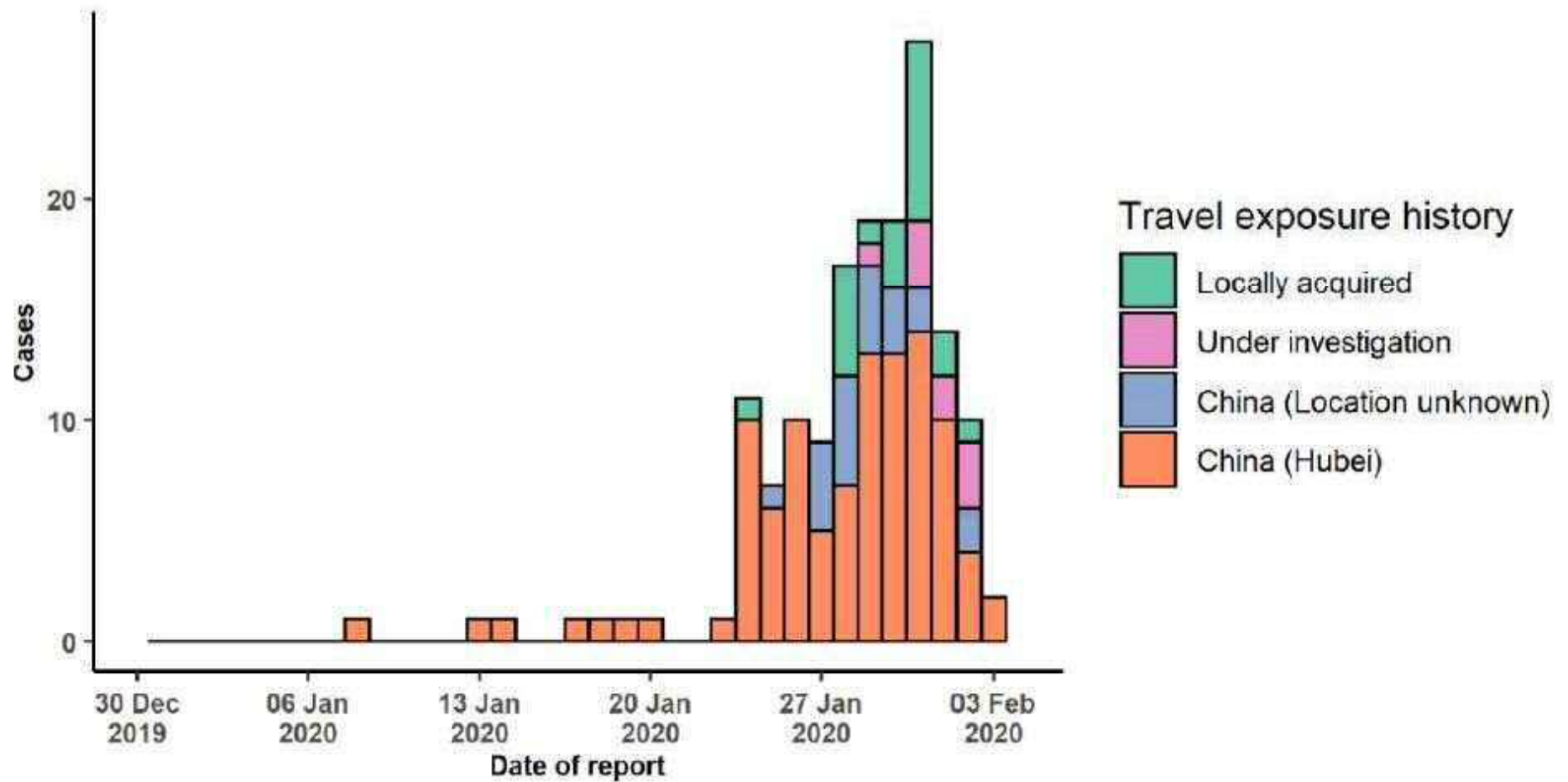


Figure 2: Epidemic curve of 2019-nCoV cases (n=88) identified outside of China, by date of onset of symptoms and travel history, 3 February 2020



Note for figure 2: Of the 153 cases reported outside China, 12 were detected while asymptomatic. For the remaining 141 cases, information on date of onset is available only for the 88 cases presented in the epidemiologic curve.

Figure 3: Epidemic curve of 2019-nCoV cases (n=153) identified outside of China, by date of reporting and travel history, 3 February 2020



# 新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状 令和2年2月3日現在

	確定日	年代	性別	居住地	病状	入院状況	周囲の患者の発生	濃厚接触者の状況
1	1/15	30代	男性	神奈川県	全快	退院	なし	38名特定 健康観察終了
2	1/24	40代	男性	中国（武漢市）	軽快	入院中	なし	17名特定 健康観察実施中
3	1/25	30代	女性	中国（武漢市）	軽快	入院中	なし	7名特定 健康観察実施中
4	1/26	40代	男性	中国（武漢市）	軽快	入院中	なし	2名特定 健康観察実施中
5	1/28	40代	男性	中国（武漢市）	症状安定	入院中	なし	3名特定 健康観察実施中
6	1/28	60代	男性	奈良県	症状安定	入院中	No.8	22名特定 健康観察実施中
7	1/28	40代	女性	中国（武漢市）	症状安定	入院中	なし	2名特定 健康観察実施中
8	1/29	40代	女性	大阪府	軽快傾向	入院中	No.6	10名特定 健康観察実施中
9	1/29	50代	男性	中国（武漢市）	治療中	入院中	なし	チャーター便 搭乗者のみ
10	1/30	50代	男性	三重県	症状あり	入院中	なし	3名特定 健康観察実施中
11	1/30	30代	女性	中国（湖南省）	症状あり	入院中	なし	調査中
12	1/30	20代	女性	京都府	症状あり	入院	なし	調査中
13	1/31	20代	女性	千葉県	症状安定	入院	No.6	1名特定 健康観察実施中
14	2/1	40代	男性	調査中	症状安定	入院	No.15	調査中
15	2/1	40代	男性	中国	軽快	入院	No.14	調査中
16	2/1	40代	男性	中国（武漢市）	症状安定	入院	調査中	調査中

No.9,14,15,16例目については、武漢市からのチャーター便により帰国した邦人に対して実施した検査。

16例目は、当初、無症状病原体保有者であったが、2月1日に発症した。

その他、4例の無症状病原体保有者\*が確認されている。

**※症状はないが、検査が陽性となった者**



# 感染症法の対象となる感染症の概観とその措置

分類	実施できる措置等	分類の考え方	必要性
一類感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等</li> <li>対物：消毒等の措置</li> <li>交通制限等の措置が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒトからヒトに伝染</li> <li>感染力と罹患した場合の重篤性から危険性を判断</li> </ul>	国内での発生・拡大が想定され、又は発生・拡大した場合の危険性が大きいと考えられる感染症であり、感染拡大を防止するため
二類感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等</li> <li>対物：消毒等の措置</li> </ul>		
三類感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>対人：就業制限（都道府県知事が必要と認めるとき）等</li> <li>対物：消毒等の措置</li> </ul>		
四類感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物等への措置を含む消毒等の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物等を介してヒトに感染</li> </ul>	
五類感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民や医療関係者への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他国民の健康に影響</li> </ul>	
新型インフルエンザ等感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等</li> <li>対物：消毒等の措置</li> <li>政令により一類感染症相当の措置も可能</li> <li>感染したおそれのある者に対する健康状態報告要請、外出自粛要請等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフルエンザのうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの</li> <li>かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているもの</li> </ul>	
指定感染症（※）	<ul style="list-style-type: none"> <li>一～三類感染症に準じた対人、対物措置</li> <li>※政令で指定。一年で失効するが、一回に限り延長可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既知の感染症で一から三類感染症と同様の危険性のあるもの。</li> </ul>	
新感染症	当初	厚生労働大臣が都道府県知事に対し、対応について個別に指導・助言	未知の感染症について、万が一国内で発生したときの対応について法的根拠を与えるため <sup>17</sup>
	要件指定後	一類感染症に準じた対応	

## 概要 新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定について

○令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定する




【政令制定・改正】新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令  
検疫法施行令の一部を改正する政令

(※) 令和2年1月28日公布（公布の日から起算して4日を経過した日（2月1日）から施行）

### <参考>

指定感染症：既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの（感染症法第6条第8項）

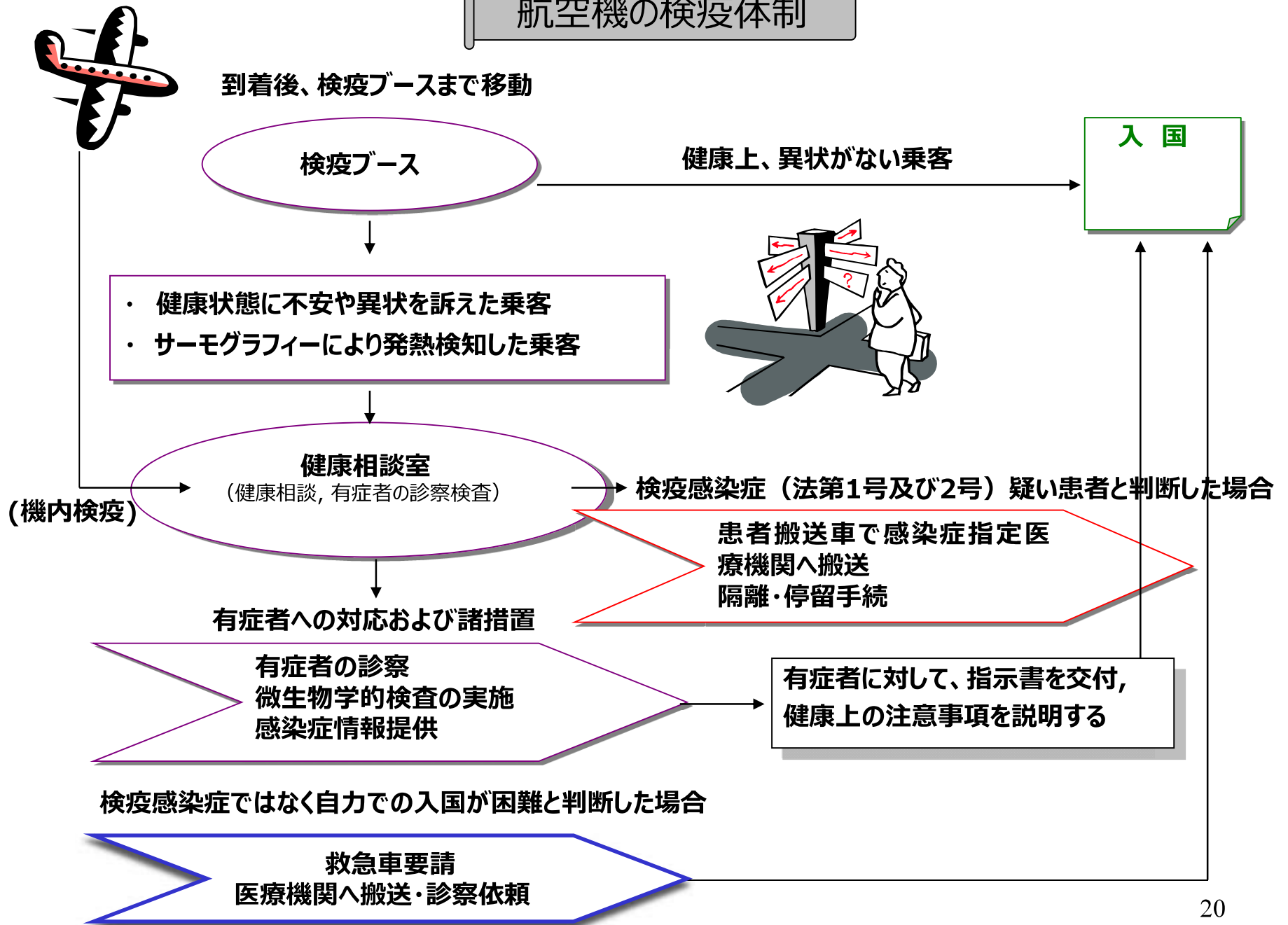
検疫感染症：国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの（検疫法第2条第3号）

	これまでの対策	指定感染症、検疫感染症にした場合、実施可能となる措置
国内対策	<p>(1) 診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うよう依頼。</p> <p>患者の医療費については、自己負担であり、協力が得られにくいことがある。（入院を拒否される可能性も）</p>	 <p>①患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供</p>
	<p>(2) 報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度（疑似症サーベイランス）の運用</p> <p>協力ベースであり、医師の義務ではない。</p>	 <p>②医師による迅速な届出による患者の把握</p>
	<p>(3) 濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施</p> <p>法律に基づくものではないため、患者の協力が得られにくいことがある。</p>	 <p>③患者発生時の積極的疫学調査（接触者調査）</p>
検疫	<p>(1) 発熱の確認（サーモグラフィ） (2) 自己申告の呼びかけ</p> <p>協力ベースであり、協力が得られにくいことがある。</p>	<p>質問、診察・検査、消毒等が可能となる。 （隔離・停留はできない。）</p>

# 検疫法に基づく隔離・停留等の措置の概要

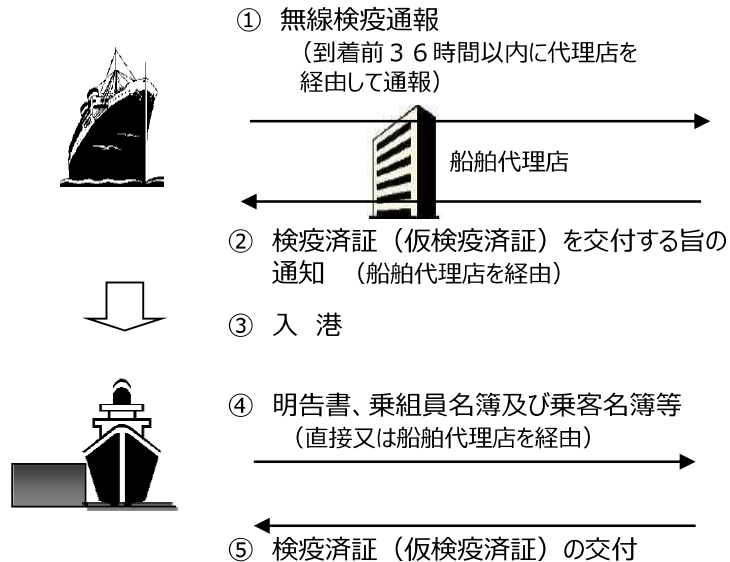
類型	実施する措置
<p>第2条第1号に規定する感染症</p> <p>一類感染症 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱</p>	<p>質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等 ※隔離・停留先は医療機関</p>
<p>第2条第2号に規定する感染症</p> <p>新型インフルエンザ等感染症</p>	<p>質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等 ※停留は宿泊施設でも可能</p>
<p>検疫感染症</p> <p>第2条第3号に基づき政令で指定する感染症</p> <p>ジカウイルス感染症、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、ヒトに伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>）、チクングニア熱、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、デング熱、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）及びマラリア</p>	<p>質問、診察・検査、消毒等 （隔離・停留はできない。）</p>
<p>法第34条に基づき政令で指定する感染症</p>	<p>質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等の全部又は一部 ※隔離・停留先は医療機関</p>

# 航空機の検疫体制



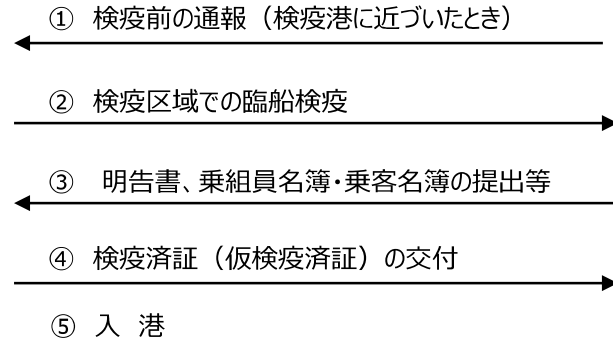
# 船舶の検疫体制

## 無線検疫

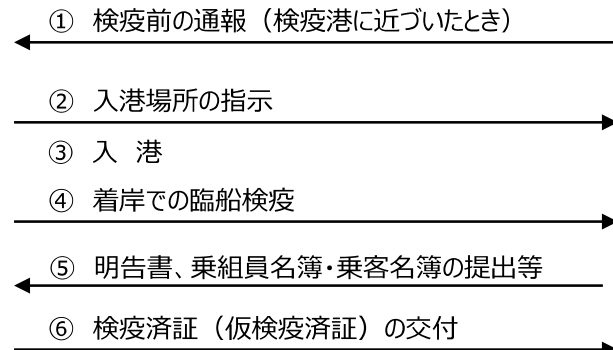


## 検疫所

## 錨地(臨船)検疫



## 着岸検疫



**錨地検疫:** 入港しようとする船舶を検疫区域に停泊させ、検疫官が臨船し、検疫を行う。

**着岸検疫:** 悪天候、危険物積載等の理由により、検疫区域以外の検疫所長の指示した場所で検疫官が臨船し、検疫を行う。

**無線検疫:** 船舶からの保健状況等に関する事前通報に基づき検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認められる船舶については、無線による検疫を行う。

※無線検疫の対象としない船舶  
 検疫感染症の流行地域を発航(寄航)し、当該感染症の潜伏期間内に来航した船舶のうち有症者がいる場合など病原体が国内に侵入するおそれがある船舶及び有効な船舶衛生管理証明書等を保持しない船舶

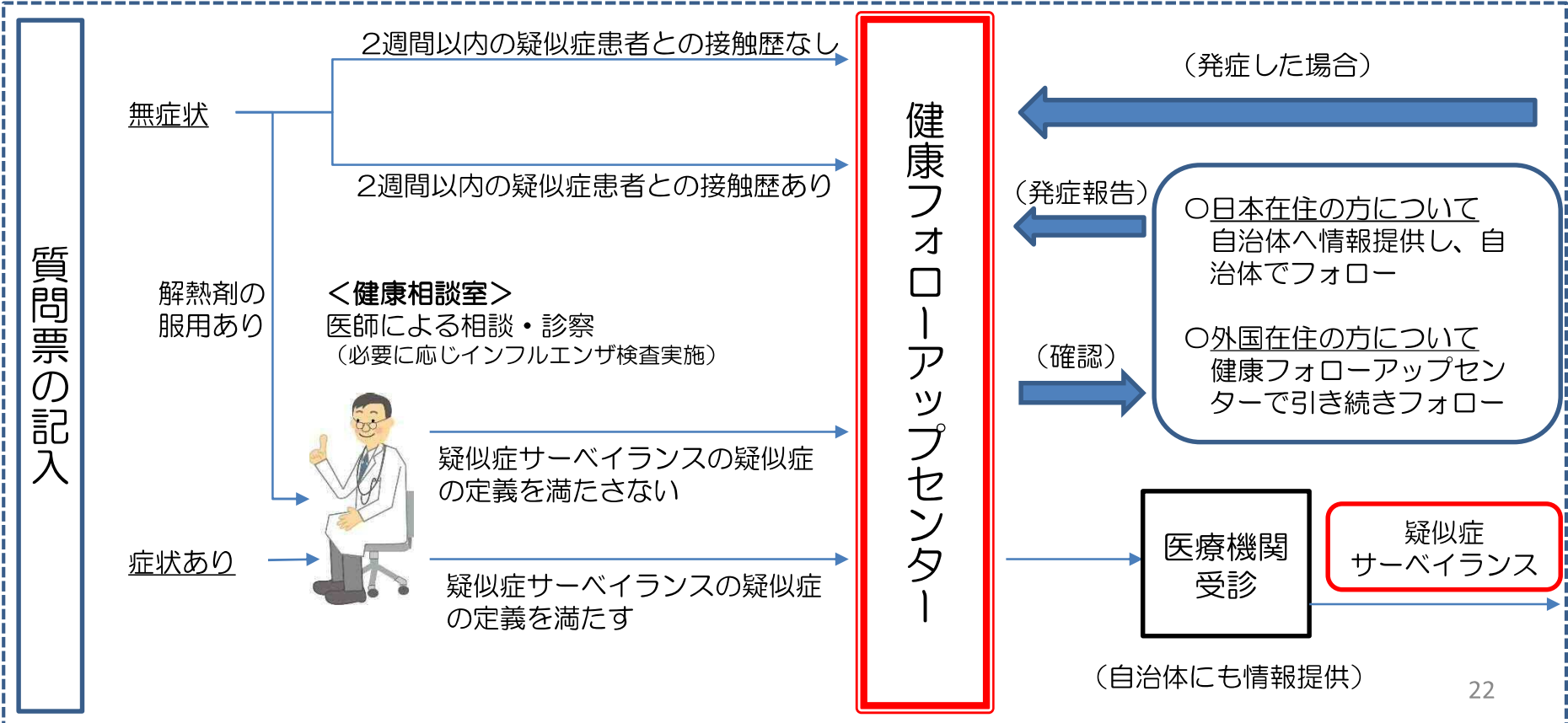
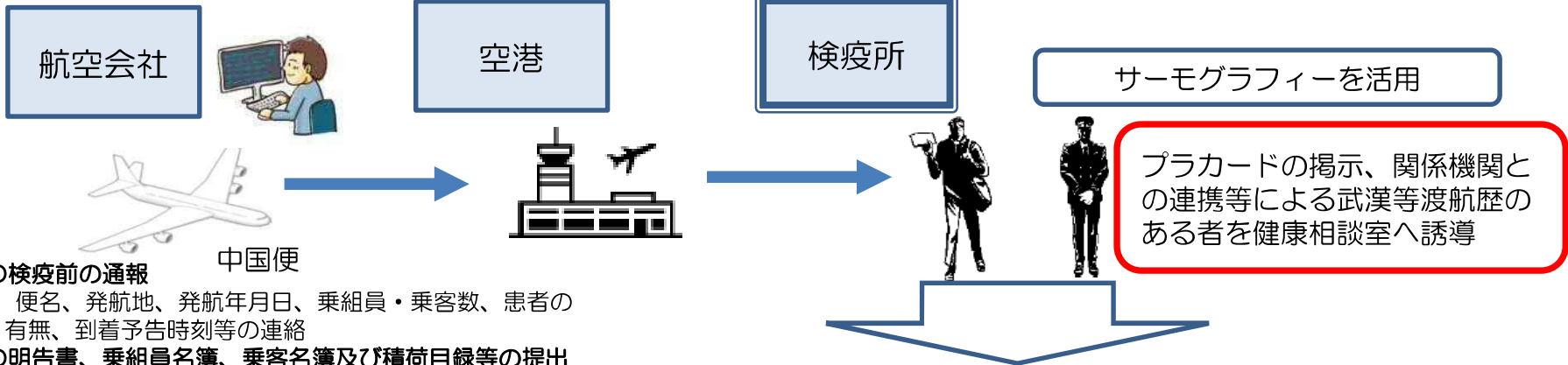
**検疫前の通報:** 適宜の方法で、船舶名、発航(寄航)した地名・年月日、乗組員・乗客数、患者の有無、到着予定日時等を通報

**明告書の提出:** 船舶名、発航(寄航)した地名・年月日、乗組員・乗客数、患者の有無、船舶衛生管理証明書の有無等を記載し、船長(及び船医)が署名の上、提出

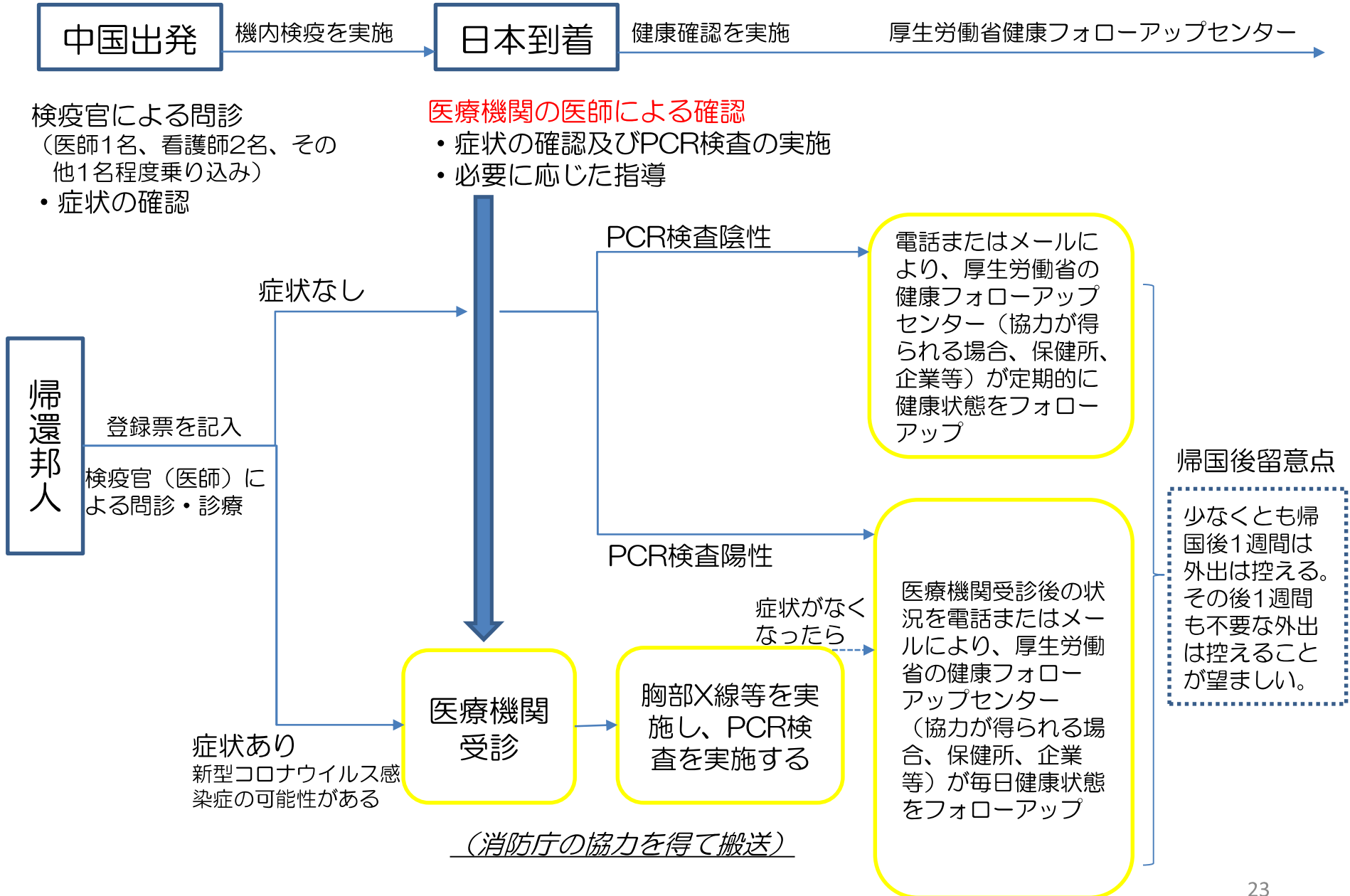
**検疫済証:** 当該船舶等を介して、検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認められたときは、交付しなければならない

**仮検疫済証:** 検疫済証を交付することができない場合においても、当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認められたときに、交付することができる

# 新型コロナウイルス感染症に係る帰国者の健康状態の新たなフォローアップ体制



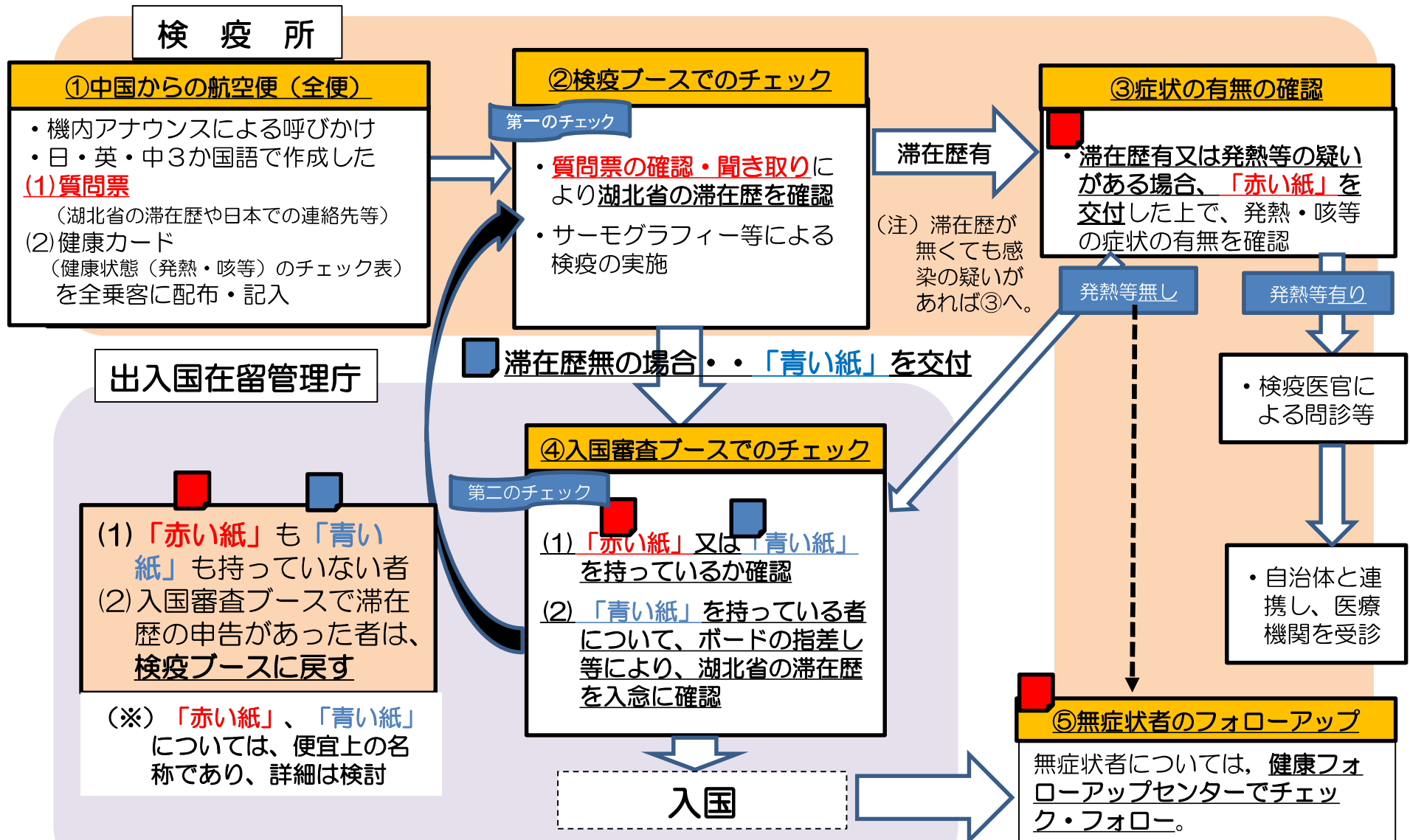
# 邦人帰還時の検疫対応のフロー図





# 検疫所と出入国在留管理庁が連携した水際対策強化について

検疫と入国管理の連携による二重のチェックにより、水際対策の強化を図る





## 質問票

～御協力をお願いします～

中国で新型コロナウイルス感染症が発生しています。  
このカードは、患者の早期発見や追跡調査に使用しますので、正確に記入してください。  
御記入いただいた個人情報、保健所に提供する場合があり、保健所から連絡があることがあります。

以下の「□」のうち該当欄を「☑」のようにチェックしてください。  
過去14日以内に中国湖北省に滞在していましたか。 □はい □いいえ

氏名	姓 名											
性別	男 女											
生年月日	年			月			日			到着月日		
国籍	パスポート番号											
職業	勤務先											
日本での住所	連絡先											
郵便番号	〒			番			号			部屋		
市町村	区			町			丁目			番		
〒	番			号			部屋			電話		
〒	番			号			部屋			FAX		
〒	番			号			部屋			Eメール		

①	過去14日以内に武漢市に滞在していましたか。	□はい	□いいえ
②	過去14日以内に、発熱やせきなどの症状がある人との接触がありましたか。	□はい	□いいえ
③	過去14日以内に感染した患者と接触していますか。(可能性がありますか。)	□はい	□いいえ
④	体調に異状はありますか。	□はい	□いいえ
⑤	(④で「はい」と回答した方で)症状はどれですか。	□発熱 □咳 □倦怠感 □その他( )	
⑥	解熱剤・かぜ薬・痛み止めなどを使用していますか。	□はい	□いいえ

※ 日本国内に居住されていない方は、日本での滞在先や期間などについてご記入ください。

滞在期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 宿泊・滞在先名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

日本滞在中に連絡可能な携帯電話番号 \_\_\_\_\_

日本出国予定日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

出国海空港名 \_\_\_\_\_

便・船名 \_\_\_\_\_

このカードは、患者の早期発見や追跡調査に使用します。虚偽の申告をした方は、検疫法第36条の規定により罰せられることがあります。(6か月以下の懲役または50万円以下の罰金)

厚生労働省・検疫所

## 【検疫所記入欄】

○発生地域滞在歴	地域( )	期間( )
○検疫時の状況	体温( °C)	医薬品の使用 無・有( )
	□咳 □咽頭痛 □鼻汁・鼻閉 □全身倦怠	発症時期( )
	その他( )	
	迅速診断キット( )	陰性 陽性( )
	特記事項( )	
検疫年月日:	年 月 日 時 分	担当者名:
検疫所名:		整理番号:

14日以内に湖北省への滞在歴がある者の場合

情報提供した自治体	
自治体担当者の所属部署・名前	
自治体担当者の連絡先	
紹介した医療機関	
医療機関担当者の所属部署・名前	
医療機関担当者の連絡先	

## 検疫官記入欄

有症者  濃厚接触者  乗員

## 中水準消毒薬

消毒用エタノール（エタノール76.9 - 81.4 v/v %）

### 抗微生物スペクトル

芽胞を除くほとんど全ての微生物に有効

一部の糸状菌を殺滅するには長時間の接触が必要

エンベロープを有するウイルスを比較的短時間で不活性化

エンベロープのないウイルスを不活性化には長時間の接触が必要  
（一部例外あり）

### 作用機序

蛋白の変性,代謝障害,溶菌作用によるもの

### 主な副作用

- ・ 発疹等の過敏症状,皮膚への刺激症状があらわれることがある
- ・ 粘膜や創傷部位へ使用すると刺激を生じる

### その他の注意

- ・ 引火性
- ・ 合成ゴム製品,合成樹脂製品,光学器具などには変質するものがある。
- ・ 血清,膿汁等の蛋白質凝固作用

## アルコール系消毒剤

### 特 長

- 殺菌速度が速い
- 殺菌スペクトルが早い
- 結核菌に対する殺菌効果を有する
- 蒸発しやすいため薬剤の残留がない
- 溶解作用が強く洗浄力がある
- 低毒性

### 欠 点

- 芽胞には無効
- 殺菌力に持続性がない
- 濃度が低下すると殺菌速度が著しく遅延
- 可燃性

### アルコールの殺菌力

エタノール > イソプロパノール > n-プロパノール

酒税法の関係で高価